

## 改正後

### 公立大学法人北九州市立大学評価委員会運営要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学評価委員会条例（平成16年北九州市条例第61号）第7条の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

#### (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則公開して行う。ただし、次に掲げる場合は、公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項を審議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

#### (会議を非公開とする決定)

第3条 委員会は、会議内容が前条ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。（なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した委員会の委員の総意に基づき、委員会を代表する者（委員会を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者（企画調整局長））が決定するものとする。この場合において、各委員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。）

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他委員会が定める方法

#### (会議の傍聴)

第4条 委員長は、別紙1のとおり、傍聴にあたっての要領を定める。

#### (議事録等)

第5条 委員会の議事録は、公表する。公表方法については、市のホームページを利用する。

(評価結果、意見等の公表)

第6条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する評価結果、改善勧告の内容、市長が認可・承認する際の意見、所要の措置を講じる際の意見及び報酬等支給基準に対する意見の申出については、市のホームページを利用し公表する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

## 傍聴要領

公立大学法人北九州市立大学評価委員会

(目的)

第1条 この要領は、付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第4項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き等)

第2条 傍聴希望者の受け付けは、会議会場前の受付窓口において、会議開催当日の会議開始予定時刻30分前から先着順で行うものとし、傍聴希望者が多い場合等混乱が予想される場合は、傍聴希望者に傍聴券を交付するものとする。

- 2 傍聴希望者は、関係の係員の指示に従って入室しなければならない。
- 3 報道関係者並びに会長が特に必要と認める者は、前2項の手続きによらず、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加える恐れのある物品を持っている者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、又は拡声器、マイクその他の音声機器の類を持っている者。
- (5) 酒気を帯びている者。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるおそれのある者。

(傍聴者の遵守事項等)

第4条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 発言に対して批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) 示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
  - (4) 電子機器等の音を出さないようにすること。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (7) 委員長の許可なく、撮影、録画、録音等は行わないこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、傍聴者が前項各号の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは退出を命ずることができる。

3 傍聴者は、会議の一部が非公開とされたとき、又は前項の規定により退  
出を命ぜられたときは、退出しなければならない。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別  
に定める。

付 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。